

ホーバークラフト旅客ターミナル（大分側）漂着物廃棄等業務委託仕様書

この仕様書は、ホーバークラフト旅客ターミナル（大分側）漂着物廃棄等業務の実施に関し、必要な事項を定める。なお本仕様書において甲とは契約担当者をいい、乙とは受託者をいうものとする。

1 遵守事項

乙は、業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係諸法令を遵守するとともに、大分市の一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

特に、運搬にあたっては、廃棄物の飛散、落下、流失、あるいは廃棄物により生じる悪臭等の発生を防止し、環境の保全に万全を期するものとする。

2 業務内容

- (1) 乙は、委託契約の期間中、ホーバークラフト旅客ターミナル（以下、「ターミナル」と言う）敷地内に8 m³コンテナを1箱設置（常設）することとする。乙は、当該コンテナには、塩分濃度の高い漂着物を一定期間保管すること及び害虫の発生が予見される場合は甲が消石灰を散布するなどの防虫対策を行うことに留意し、運搬の都度、交換や洗浄等を行うこと。甲は、当該コンテナまたはボックスに生じた錆または腐食等による損害について、甲に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- (2) 乙は、ターミナル敷地内のコンテナ内に保管している漂着物を収集し、漂着物仮置き場である県有地（坂の市海洋会館跡地・大分市大字久原字江川89-1）まで運搬し、1ヶ月以上降雨にさらして脱塩処理を行うこととする。乙は、脱塩処理開始日ごとに区画を分ける等の管理を行うこと。
- (3) 乙は、脱塩処理の終了した漂着物を収集し、処理施設（佐野清掃センター・大分市大字佐野3400番地の10）まで運搬し、一般廃棄物として処理するものとする。なお、処理に係る廃棄物処理施設使用料は甲の負担とする。

3 漂着物の収集方法等

- (1) 甲は、乙と協議のうえ漂着物の収集の日時を指定し、乙は、甲の立ち会いの下、漂着物を収集・運搬するものとする。甲は、漂着物への害虫発生及びコンテナの洗浄を考慮し、遅くとも約1ヶ月に1回は収集を依頼する。
- (2) 乙は、脱塩処理の完了した漂着物を廃棄物処理施設に運搬するときは、予め甲に連絡をするものとする。
- (3) 漂着物には、木くずや海藻類のほか、プラスチック等が含まれるものとする。
- (4) 乙は、天災その他やむを得ない理由により委託業務の遂行が困難になったときは、

速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

- (5) 乙は、漂着物仮置き場内に、不法投棄等による廃棄物の混入を確認したときは、速やかに甲に連絡をするものとする。甲は、甲の負担において当該廃棄物の処理を行うこととする。

4 報告

乙は、業務を終了したときは、その旨を書面（別記様式1）において甲に報告すること。

5 現場責任者

乙は、4の事務及び甲との連絡調整等の職を行う現場責任者を定め、その氏名を書面（別記様式2）をもって甲に通知すること。

6 その他

乙は、業務上知り得た機密を第三者に漏えいしてはならない。この契約終了後においても同様とする。

（参考情報）

令和5年11月6日から令和5年12月18日までの漂着物廃棄量は、約6 m³（8 m³コンテナの4分の3程度）、重量は2トン弱であった。※あくまで参考情報であり、潮位変化やホーバークラフトの発着、自然災害などの要因により、年間を通じての処理計画は見込めていない点に留意すること。

別記様式1

廃棄等終了証明書

令和 年 月 日

大分県知事 佐藤樹一郎 殿

住 所

事業者名

代表者名

以下のとおり、漂着物を運搬処理したことを証明します。

受入月日・コンテナ数量	令和 年 月 日	個
仮置き場への搬入月日	令和 年 月 日	
廃棄物処理施設への 搬入月日・量	令和 年 月 日	t

別記様式2

現場責任者選任通知書

委託業務名	ホーバークラフト旅客ターミナル（大分側）漂着物廃棄等業務
履行場所	ホーバークラフト旅客ターミナル（大分側） 大分市大字駄原2905番11
委託期間	令和6年 月 日 から 令和6年 月 日 まで
現場責任者 氏名	
連絡先	

上記委託業務の現場責任者を定めたので通知します。

令和 年 月 日

契約担当者 大分県知事 佐藤樹一郎 殿

受託者